

公共施設等総合管理計画の概要

1. 全体方針

(1) 災害に強い公共施設づくりの推進

- ① 災害対応を念頭に置いた施設管理
～災害時にも機能する公共施設づくり～

(2) ハコモノ施設の今後のあり方

- ① 総量の縮減 ～財源の確保を図るために～
 - ・延床面積を40年間で**20%の縮減**（約15万㎡）
（復興期間中の計画策定のため、平成21年度末を基準とし算出）
- ② 安全の確保 ～安心して利用できるように～
- ③ 最適配置の実現 ～効率的な管理の実施のために～

(3) インフラ施設の今後のあり方

- ① 維持管理費用の削減 ～財政負担の軽減を図るため～
- ② 安全の確保 ～安心して利用できるように～
- ③ 計画的な新規整備
～魅力ある、住みやすいまちづくりのために～

※全体方針を受け基本的な考え方とし、点検診断や長寿命化、統廃合等の7方針を掲げている。

2. 施設類型ごとの基本方針

公共施設を19分類に区分し、分類毎に基本方針を策定

- ・ハコモノ施設 14分類（行政庁舎、防災施設、集会所等）
- ・インフラ施設 5分類（道路、下水道、漁港施設等）

3. 計画期間

平成28年度～平成67年度（令和37年度）【40年間】

※ただし、人口動態や財政状況、公共施設の保有状況を考慮し、10年毎に計画の見直しを予定

4. 効果（財源措置等）

- ① 公共施設等の効率的な管理による歳出の削減
 - ② 本計画及び新市建設計画に基づく公共施設の除却（解体）費について合併特例債の充当が可能（合併市町村のみ）
- ※合併特例債（充当率95%、普通交付税基準財政需要額算入率70%）